

健第 914 号
平成28年7月1日

岡山県医師会長
岡山県郡市医師会長
岡山県歯科医師会長
岡山県病院協会長

殿

岡山県保健福祉部健康推進課長
(公 印 省 略)

岡山県糖尿病の医療連携を担う医療機関等届出実施要領の改訂について

本県の保健福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第7次岡山県保健医療計画においては、糖尿病医療連携体制をすすめており、届出をいただいている医療機関は岡山県ホームページに掲載しておりますが、総合管理及び慢性合併症治療（歯周病）の届出について、以下のとおり変更することといたしましたのでお知らせします。

記

1 変更点及び留意点

- ① 今後、総合管理治療及び慢性合併症治療(歯周病)医療機関は、3年ごとに更新の届出をしていただく必要があります。慢性合併症治療（歯周病）医療機関については、更新届出受理後に認定証を交付します。更新時期になりましたら、該当医療機関へ個別に通知をお送りします。
- ② また、慢性合併症治療（歯周病）医療機関において、歯周病の診療を担当する歯科医師は、3年ごとに1回以上、岡山県歯科医師会が定める研修会を受講していただくことが必要となります。（※総合管理治療医療機関は平成24年に改訂済み）
- ③ すでに届出を行っている、慢性合併症（歯周病）医療機関において、歯周病の診療を担当する歯科医師についても、平成31年3月31日までに研修会を受講してください。
- ④ 岡山県歯科医師会が定める研修会は、開催日時が決まり次第、県歯科医師会報、県歯科医師会ホームページ、岡山県糖尿病医療連携推進事業ホームページ、岡山県ホームページに掲載いたしますので、御覧ください。

2 添付資料

- ・岡山県糖尿病の医療連携を担う医療機関等届出実施要領

<問い合わせ先>
岡山県保健福祉部健康推進課
健康づくり班 竹ノ内、上田
〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号
TEL : (086)226-7328 FAX : (086)225-7283